「文化が活きる京都の推進に関する条例(仮称)」の骨子案について

1 制定の趣旨

- ・ 京都府では平成30年に「京都府文化力による未来づくり条例」を制定し、 様々な施策を全国に先駆けて実施してきたところです。
- ・ また、国においては、文化庁の京都移転が実現するとともに、「文化芸術 推進基本計画(第2期)」が策定されたところであり、文化芸術活動を取り 巻く社会情勢は大きく変化しています。
- ・ これからの京都府の一層の発展には、全ての府民が京都の文化に誇りと愛着を持ち続け、府民の様々な活動の中に文化の力を活かすことが大切です。
- ・ 京都の文化を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の価値の創造に つながる施策に総合的に取り組むため、条例を全面的に見直し、新たな条例 を制定するものです。

2 主な内容

(題 名)

● 府民の様々な活動の中に文化の力を活かすための施策を総合的に進めることを表す題名として「文化が活きる京都の推進に関する条例(仮称)」とします。

(前 文)

- 社会情勢の変化等を踏まえ、次の事項を主な内容として盛り込みます。
 - ・ 文化が、人々の暮らしの基盤として、あらゆる活動の原動力となること。
 - ・ 地域ごとに多様な文化を育み、世界の人々を引き付ける強みとなっている こと。
 - ・ 京都の文化は、多くの文化財や伝統産業、ベンチャー企業等を生み出すなど、現代日本の文化的、経済的な基盤を創り上げてきたこと。
 - ・ 京都の文化を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の価値の創造に

つながる施策に取り組むため条例を制定すること。

(基本理念)

- 施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を旨として行うこととします。
 - ・ 京都の文化に誇りと愛着を持ち続け、府民の様々な活動に文化の力を活かすこと。
 - ・ 文化芸術、観光、まちづくり、産業その他のあらゆる分野で有機的な連携を図ること。
 - ・ 人々の相互理解及び社会の発展に資するよう地域間や国内外の交流の推 進が図られ、文化が国内外に発信されること。

(基本指針)

● 文化が基となる施策の総合的かつ効果的な推進を図る基本的な指針を策定 します。

(審議会)

● 施策の目標及び内容その他施策に関する重要事項を調査審議する審議会を 設置します。